

# STARS会員の皆さまへ

**【2024年度】**

**インストラクター賠償責任保険**

(賠償責任保険<施設所有管理者特約条項>)

**ショップ経営者賠償責任保険**

(賠償責任保険<施設所有管理者特約条項、  
生産物特約条項、受託者特約条項>)

**のご案内**

保険期間            2024年1月1日(午後4時)  
                              ~ 2025年1月1日(午後4時)

ご加入締切日        2023年12月1日(金)

|          |               |
|----------|---------------|
| ○団体保険契約者 | STARS         |
| ○取扱代理店   | NX商事株式会社 東京支店 |
| ○引受保険会社  | 損害保険ジャパン株式会社  |

# 講習活動およびツアー引率活動をする インストラクターおよびダイブプロフェッショナルはSTARSの会員規約により 賠償責任保険への加入が必要です。

当STARS本部では会員の皆さまにSTARSの会員規約により  
インストラクター賠償責任保険への加入を義務づけております。  
加入されていない方は、講習活動およびツアー引率活動ができません  
ので、ご注意ください。

ただし、次の方にかぎり任意加入とします。

- 現在、インストラクター賠償責任保険と同等内容、もしくはそれ以上の補償内容の保険を契約されている方  
(現在契約されている保険証券のコピーをSTARS本部まで郵送またはFAXしてください。)
- インストラクターの資格を取得しているが、講習を一切行わない、いわゆるステイタスとして資格を取得している方
- 国内を拠点としているショップ経営者の方  
※海外のみを拠点とするショップ経営者の方はご加入いただけません。

—安心して、より安全に活動していただくために—

# 目次

個人が  
ご加入の場合

インストラクター  
賠償責任保険 ・4頁

ダイビングショップ  
がご加入の場合

ショップ経営者  
賠償責任保険 ・7頁  
ショップ経営者賠償責任保険  
加入申込用インストラクター・  
ダイブプロフェッショナル名簿  
・加入内容変更届  
・12-13頁

インストラクター  
賠償責任保険  
ショップ経営者  
賠償責任保険  
共通

この保険の補足説明  
・14頁  
重要事項等説明書  
・17頁

# 【個人加入】 インストラクター賠償責任保険 (賠償責任保険<施設所有管理者特約条項>)

## ◆インストラクター賠償責任保険とは？

インストラクターおよびダイブプロフェッショナルが講習中およびツアー中に、その受講生およびツアー参加者などの第三者の身体または財物に損害を与えたために、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害を補償します。

講習活動およびツアー引率活動をするインストラクターおよびダイブプロフェッショナルは、STARSの会員規約によりこの保険への加入が必要です。

ただし、次の方にかぎり任意加入とします。

- 現在、インストラクター賠償責任保険と同等内容、もしくはそれ以上の補償内容の保険を契約されている方  
(現在契約されている保険証券のコピーをSTARS本部まで郵送またはFAXしてください。)
- インストラクターの資格を取得しているが、講習を一切行わない、いわゆるステイタスとして資格を取得している方

- 加入対象者 STARSに登録されている  
インストラクターおよびダイブプロフェッショナル
- 被保険者 上記加入対象者本人
- 保険期間 2024年1月1日(午後4時)  
～2025年1月1日(午後4時)
- 補償内容 施設・業務遂行リスクを補償します。

## ◆保険金をお支払いする事故例

### ●指導上のミス(施設・業務遂行リスク)

○ダイビングスクール、ツアーにおいて、インストラクターの指導上のミスにより受講生・参加者を死亡させた。

### ●器材の不備(施設・業務遂行リスク)

○インストラクターの貸出し器材の整備不良、欠陥により受講生・参加者がケガをした。

※この保険は、他団体の指導基準に基づいた講習、ツアー中の事故も、補償の範囲に含まれません。

## ◆保険金をお支払いできない主な場合

(詳しくは15頁・16頁をご覧ください。)

- 故意による事故
- 放射線照射または放射能汚染
- 地震、噴火、津波、洪水に起因する事故
- 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機に起因する事故

など

## ◆お支払いする保険金(詳しくは14頁をご覧ください。)

次の損害賠償金や費用が対象となります。

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 損害賠償金 | 損害防止費用 | 権利保全行使費用 |
| 争訟費用  | 協力費用   | 緊急措置費用   |

# 保険金額および保険料

## ■ 保険金額

(保険期間1年)

| 補償区分           | 身体・財物<br>事故区分 | 保険金額<br>(1名・1事故) | 年間保険料   | 自己負担額 |
|----------------|---------------|------------------|---------|-------|
| 施設・業務遂行<br>リスク | 身体・財物賠償<br>共通 | 10億円             | 52,500円 | なし    |

・ご注意

当契約は損害率によって保険料が変動することがございます。

※ 保険期間の途中でご加入いただく場合も、上記年間保険料となります。(ただし新規登録メンバーには月割保険料が適用されます。)また、保険料着金日の翌月1日より補償の開始となりますので、ご注意ください。

例 保険料着金日 1月15日 → 補償開始日 2月1日

※ 「預り器材」に対する賠償責任保険などをご希望の方は7頁の「ショップ経営者賠償責任保険」にご加入ください。

# ご加入申込方法

同封の加入依頼書(郵便振替用紙)に住所・氏名・電話番号・同種の補償を受けられる他の保険契約などの有無をご記入のうえ、2023年12月1日(金)までに最寄りの郵便局にてお手続きください。保険料の着金をもって正規の申込みとさせていただきます。

なお、保険料の着金が1月1日を過ぎてしまった場合は、着金日の翌月1日からの補償開始となりますので、早めの手続きをお願いします。

## ■加入依頼書記入例

| 払込取扱票  |        | 通常払込料金<br>加入者負担   |              |
|--|--------|---|--------------|
| 02   |        | 口座記号  | 口座番号(右詰めで記入) |
| 001706   | 684568 | 金額  | 52500        |
| 加入者名<br>スターズ本部   |        | 金額  | 備考           |
| 《加入依頼書》<br>インストラクター賠償責任保険に加入します。<br>重要事項説明書を受領・確認し、重要事項等説明書に記載の個人情報の取扱いに関する説明事項に同意し加入を申込みます。<br>※同種の補償を受けられる他の保険契約等の有無<br>有 → 保険会社 保険種類 満期日 ご契約金額<br>無 ( ) ( ) ( ) ( ) |        |   |              |
| 123-4567<br>東京都文京区本郷1-2-3<br>潜水太郎 様<br>(ご連絡先電話番号 03-1234-5678)   |        |   |              |
| 各票の捺印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。<br>通信欄・ご依頼人<br>お申し込み   |        | 振替払込請求書兼受領証<br>口座記号番号<br>001706<br>684568<br>加入者名<br>スターズ本部<br>金額<br>52500<br>ご依頼人<br>潜水太郎 様<br>日附印<br>料金<br>備考 |              |

**住所・氏名・電話番号・同種の補償を受けられる他の保険契約などの有無をご記入ください。**

※ インストラクター賠償責任保険はSTARS本部をご契約者とする団体契約のため、各加入者には保険証券は発行されません。保険加入の証明として保険加入証明書が発行されます。お申込みの時期によっては事務の都合上、保険加入証明書をお届けするのに時間がかかりますが、補償は保険期間の初日(中途加入の場合は保険料着金日の翌月1日から)より開始されますのでご安心ください。なお、公的機関に提出するなどの必要のある方には付保証明書を発行しますので、25頁のお申込み先(STARS本部)までご連絡ください。

# 【ショップ加入】 ショップ経営者賠償責任保険

(賠償責任保険<施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項>)

## ◆ショップ経営者賠償責任保険とは？

講習会・ツアー中の事故だけでなく、店舗、施設などの不備が原因となって発生した事故により、第三者の身体または財物に損害を与えたために、ショップ経営者、インストラクター、ダイブプロフェッショナル、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることにより被る次の①から③までの損害を補償するものです。従業員の起こした事故によりショップ経営者が責任を問われる事故も補償の対象となります。

- ① ショップが主催する講習中およびツアー中にその受講生およびツアー参加者の身体または財物に損害を与えたために負担される法律上の損害賠償責任(施設所有管理者特約条項)
- ② ショップが販売または供給した商品などが原因で他人の身体または財物に損害を与えたために負担される法律上の損害賠償責任(生産物特約条項)
- ③ ショップが他人より預った器材を壊したり、盗まれたことにより、その所有者に対して負担される法律上の損害賠償責任(受託者特約条項)

## ご注意

### 《インストラクター賠償責任保険》と大きく異なる点は？

この保険ではショップが主催する講習会・ツアーで発生した事故による法律上の損害賠償責任を補償します。したがって、インストラクター・ダイブプロフェッショナルがプライベートに講習・指導・ガイドなどを行っている時など、ショップの管理下外の場合につきましては、本保険の対象となりませんので、十分ご注意ください。

- 加入対象者 STARSに登録されたインストラクター  
・ダイブプロフェッショナル(正規従業員のみ対象となります。)を雇用する法人(ショップが法人の場合)またはショップ経営者(法人以外の場合)
- 被保険者 上記加入対象者
- 保険期間 2024年1月1日(午後4時)  
～2025年1月1日(午後4時)
- 補償内容 施設・業務遂行リスク、生産物・完成(引渡し)作業リスク、受託物リスクを補償します。

## ◆保険金をお支払いする事故例

### ●指導上のミス(施設・業務遂行リスク)

○ショップ主催のダイビングスクール・ツアーにおいて、インストラクターの指導上のミスにより受講生・参加者を死亡させた。

### ●器材の不備(施設・業務遂行リスク、生産物・完成(引渡し)作業リスク)

○ショップが行ったタンクの充てんミスにより、スクール・ツアーの受講生・参加者が酸素欠乏となり死亡した。

○ショップの貸出し器材の整備不良、瑕疵<sup>かし</sup>により顧客が負傷した。

○ショップが販売した商品の瑕疵<sup>かし</sup>により顧客の服が破れた。

### ●店舗管理上のミス(施設・業務遂行リスク)

○タンク充てん施設がショップのタンク管理上の不備から爆発し、来店中の顧客、通行人などが負傷した。

○陳列棚の商品が管理上の不備からくずれ落ち、来店中の顧客が負傷した。

### ●預り器材(受託物リスク)

○顧客から修理、点検などのために預かったダイビング器材が、盗難、破損、火災などの被害にあい、顧客に損害を与えた。

## ◆保険金をお支払いできない主な場合(詳しくは15頁をご覧ください。)

(共通)

- 故意による事故
- 放射線照射または放射能汚染
- 地震、噴火、津波、洪水に起因する事故
- インストラクター、スタッフなど、従業員に対する事故
- 耐圧検査切れのタンクへの充てんによる事故 など

(施設・業務遂行リスク固有)

- 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機に起因する事故 など

(生産物・完成(引渡し)作業リスク固有)

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供したことに起因する事故 など

(受託物リスク固有)

- 受託物の瑕疵<sup>かし</sup>、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴<sup>かび</sup>、腐敗、変質、変色、錆<sup>さび</sup>、汗濡れ<sup>あせぬ</sup>その他類似の事由または鼠食<sup>ねずみく</sup>いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などに起因する事故 など

## ◆お支払いする保険金（詳細は14頁をご覧ください。）

次の損害賠償金や費用が対象となります。

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 損害賠償金 | 損害防止費用 | 権利保全行使費用 |
| 争訟費用  | 協力費用   | 緊急措置費用   |

## 保険金額および保険料

### ■保険金額

（保険期間 1 年）

| 補償区分            | 身体・財物事故区分 | 保険金額                 | 自己負担額<br>(1 事故につき) |
|-----------------|-----------|----------------------|--------------------|
| 施設所有管理者<br>特約条項 | 身体・財物賠償共通 | 10 億 円<br>(1 名・1 事故) | なし                 |
| 生産物特約条項         | 身体・財物賠償共通 | 10 億 円<br>(保険期間中)    | なし                 |
| 受託者特約条項         | 財物賠償      | 100 万円<br>(保険期間中)    | 5, 000 円           |

・ご注意

本保険の生産物特約条項においては、団体としてのご契約全体でのお支払限度額(保険金額 10 億円)が設定されます。お支払いした保険金の額が、保険期間を通じてそれぞれお支払限度額(保険金額 10 億円)に達したときは、以後の保険金をお支払いできませんのでご注意ください。受託者特約条項においてもご契約全体でお支払限度額(保険金額 100 万円)に達したときは、以後の保険金をお支払いできません。また、当契約は損害率によって保険料が変動することがございます。

### ■年間保険料

| インストラクター・ダイブプロフェッショナル人数<br>(正規の従業員数によります。) | 合計保険料      |
|--|------------|
| 1 名  | 67, 500 円  |
| 2 名  | 90, 350 円  |
| 3 名  | 131, 070 円 |
| 4 名  | 164, 450 円 |
| 5 名  | 197, 820 円 |
| 6 名  | 231, 180 円 |
| 7 名  | 264, 570 円 |

※保険期間の途中でご加入いただく場合は、上記保険料と異なります。

また、保険料着金日の翌月1日より補償の開始となりますので、ご注意ください。

(補償の開始を至急で希望される方は、STARS本部にお申し出ください。)

例 保険料着金日 1月15日 → 補償開始日 2月1日

## ■この保険をお申込みいただく際のご注意

本保険はショップで雇用しているインストラクター・ダイブプロフェッショナル人数を保険料算出の基礎としていますのでご加入時には12頁の加入申込用名簿をFAXください。また、インストラクター・ダイブプロフェッショナルの在職・入替などがわかるように、必ず名簿を備え付けてください。また、退職・追加・入替などが発生した場合は、13頁の加入内容変更届にてすみやかに変更内容をご提出のうえ、お手続きください。

※人数・名前などを誤って申告された場合は保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

※保険金をご請求いただく際、そのインストラクター・ダイブプロフェッショナルの在職を確認できる書類をご提出いただきます。

## ご加入申込方法

ショップ経営者賠償責任保険の場合、インストラクター・ダイブプロフェッショナルの名簿が必要となりますので、次頁の加入申込用インストラクター・ダイブプロフェッショナル名簿にご記入のうえ、25頁のお申込み先(STARS本部)までFAXまたは郵送にてお申込みください。

また、同封の加入依頼書(郵便振替用紙)に登記住所・登記名称(ショップ名)・代表者氏名・電話番号・インストラクターおよびダイブプロフェッショナル人数・保険料・同種の補償を受けられる他の保険契約などの有無をご記入のうえ、**2023年12月1日**までに最寄りの郵便局にてお手続きください。保険料の着金をもって正規の申込みとさせていただきます。

なお、保険料の着金が1月1日を過ぎてしまった場合は着金日の翌月1日からの補償開始となりますので、早めの手続きをお願いします。

## ■加入依頼書記入例

| 払込取扱票   |  | 通常払込料金<br>加入者負担 |              |
|---|--|-----------------|--------------|
| 02  |  | 口座記号            | 口座番号(右詰めで記入) |
| 001706  | 684568   | 金額              | 131070       |
| 加入者名  | スターズ本部   | 料金              | 備考           |
| 通信欄   | 《加入依頼書》<br>ショップ経営者賠償責任保険に加入します。<br>インストラクター・ダイブプロフェッショナル人数(3)人<br>重要事項説明書を受領し、確認し、重要事項説明書に記載の個人情報取扱いに関する説明事項に同意し<br>加入を申込みます。<br>※同種の補償を受けられる他の保険契約等の有無<br>有 → 保険会社 ( ) 保険種類 ( ) 満期日 ( ) 契約金額 ( )<br>無 → ( ) ( ) ( ) ( ) |                 |              |
| 依頼人   | 株式会社潜水教室 代表取締役 潜水太郎様   |                 |              |
| ご依頼人欄に、おところ・おなまえを記入ください。<br>これより下部には何も記入しないでください。 | 目  | 附               | 印            |

  

| 振替払込請求書兼受領証 |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 口座記号番号      | 001706                      |
| 口座記号番号      | 684568                      |
| 加入者名        | スターズ本部                      |
| 金額          | 131070                      |
| 依頼人         | 株式会社 潜水教室<br>代表取締役<br>潜水太郎様 |
| 料金          | 備考                          |
| 備考          |                             |

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。  
切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

**登記名称(ショップ名)・代表者氏名・登記住所・電話番号・インストラクターおよびダイブプロフェッショナル人数・保険料・同種の補償を受けられる他の保険契約などの有無をご記入ください。**

※ ショップ経営者賠償責任保険はSTARS本部を契約者とする団体契約のため、各ショップには保険証券は発行されません。保険加入の証明として保険加入証明書が発行されます。お申込みの時期によっては事務の都合上、保険加入証明書をお届けするのに時間がかかることがあります。補償は保険期間の初日(中途加入の場合は保険料着金日の翌月1日から)より開始されますのでご安心ください。また、公的機関に提出するなどの必要のあるインストラクターには付保証明書を発行しますので、25頁のお申込み先(STARS本部)までご連絡ください。

# ショップ経営者賠償責任保険

加入申込用 インストラクター・ダイブプロフェッショナル名簿

提出日: 202 年 月 日

|       |   |
|-------|---|
| 形態    | <input type="checkbox"/> 法人 ・ <input type="checkbox"/> 個人事業 |
| 名称    | ふりがな  |
| 代表者氏名 | ふりがな  |
| 住所    | 〒 _____   |
| 電話番号  |   |

## ◆ インストラクター・ダイブプロフェッショナル名簿

| 氏名 | スターズ ID |
|----|---------|
|    |         |
|    |         |
|    |         |
|    |         |
|    |         |
|    |         |

この書類はご記入のうえ、お申込みと同時に  
必ずFAXまたは郵送してください。

FAX: 03(5832)1942 STARS本部

# ショップ経営者賠償責任保険

## 加入内容変更届

提出日：202 年 月 日

|       |   |
|-------|---|
| 形 態   | <input type="checkbox"/> 法人 ・ <input type="checkbox"/> 個人事業 |
| 名 称   | ふりがな  |
| 代表者氏名 | ふりがな  |
| 住 所   | 〒 _____   |
| 電話番号  |   |

### ◆ 変更内容

退職・追加のいずれか該当するものに○をつけ、退職または追加するインストラクター・ダイブプロフェッショナルの氏名とスターズ ID をご記入ください。

|          | 氏 名 | スターズ ID |
|----------|-----|---------|
| 退職<br>追加 |     |         |

この書類はご記入のうえ、変更時  
必ずFAXまたは郵送してください。  
FAX: 03(5832)1942 STARS本部

## [ この保険の補足説明 ]

### <お支払いする保険金の種類と内容>

賠償責任保険では、損害賠償金をはじめ、事故解決に必要なさまざまな損害について、保険金をお支払いします。

※下記②から⑤までの保険金については結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

#### ①損害賠償金

損害賠償請求権者(被害者)に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。「補償区分」と、「身体財物事故区分」とに、保険金額を限度としてお支払いします。

#### ②損害防止費用

事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。

#### ③権利保全行使費用

第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。

#### ④争訟費用

損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額が保険金額を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパンの書面による同意が必要です。

#### ⑤協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。

#### ⑥緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用です。

### <保険金のお支払方法>

賠償責任保険では、1回の事故について次の算式により計算した保険金をお支払いします。

#### 1. 損害賠償金について

$$\boxed{\text{お支払いする保険金}} = \boxed{\text{損害賠償金、損害防止費用  
および権利保全行使費用  
の合計額}} - \boxed{\text{自己負担額*}}$$

【ご注意】保険金額を限度にお支払いします。

\*受託物の場合のみ5,000円です。

#### 2. 上記1. 以外の保険金(損害防止費用、権利保全行使費用、争訟費用、協力費用)について

$$\boxed{\text{お支払いする保険金}} = \boxed{\text{訴訟費用、協力費用  
のそれぞれの損害額}}$$

【ご注意】保険金のお支払限度額を設定している損害については、その限度額内でお支払いします。

## <保険金をお支払いできない主な場合>

### 1. 施設所有管理者特約条項、生産物特約条項および受託者特約条項共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- ③ 放射線照射または放射能汚染
- ④ 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- ⑦ 医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務に起因する損害賠償責任(資格の有無を問いません。)
- ⑧ 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ⑨ 被保険者がその父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- ⑩ 記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入依頼書のご依頼人欄に記載される方)の業務上の事故により記名被保険者の役員、従業員などが被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任
- ⑪ 記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など

### 2. 施設所有管理者特約条項固有

- ① 航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ② 施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故
- ③ 記名被保険者が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊
- ④ 石油拡散防止費用に対して負担する損害賠償責任 など

### 3. 生産物特約条項固有

- ① 被保険者の故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故
- ② 記名被保険者の製造物等\*自体に発生した財物の損壊について負担する損害賠償責任  
\* 記名被保険者の製造物または完成もしくは引き渡された記名被保険者の作業(以下これらを「製造物等」といいます。)
- ③ 回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任
- ④ 次のア. からウ. までの財物に発生した財物の損壊。ただし、イ. およびウ. については、発生した財物の損壊のうち製造物等の性能、効能または機能などに起因する財物の損壊に限ります。
  - ア. 製造物等が成分、原材料、部品などとして使用されている財物
  - イ. 製造物等によってまたは製造物等を用いて、製造、生産または加工される財物
  - ウ. 製造物等を制御装置として使用している財物により製造、生産または加工されるその他の財物
- ⑤ 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品などが意図する効能を発揮できなかったことによって発生した身体の障害 など

#### 4. 受託者特約条項固有

- ① 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取に起因する賠償責任
- ② 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊
- ④ 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、錆、汗濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊
- ⑤ 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊
- ⑥ 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨または雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊
- ⑦ 受託物である自動車、車両、船舶または航空機の無資格運転または酒気帯び運転中の事故
- ⑧ 被保険者が借用する不動産に発生した財物の損壊
- ⑨ 修理機械または加工作業機械の破損、故障もしくは停止または修理ミスもしくは加工ミスにより受託物に発生した財物の損壊 など

# 【重要事項等説明書】この保険にご加入いただく皆さまへ

- ◇ ご加入に際して特に注意いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特に注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- ◇ この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを記名被保険者（保険の補償を受けられる方で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）として締結する団体保険です。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。
- ◇ この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、パンフレットなどに記載のお申込み先までお問い合わせください。

## 契約概要のご説明

|                      |  |
|----------------------|--|
| 商品の仕組み               | この保険は賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約条項がセット（インストラクター賠償責任保険およびショップ経営者賠償責任保険）されたものです。またショップ経営者賠償責任保険には、併せて生産物特約条項と受託者特約条項がセットされます。 |
| 保険契約者                | STARS  |
| 保険期間                 | 2024年1月1日午後4時から1年間   |
| 引受条件（保険金額等）、保険料払込方法等 | 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等は前記に記載しておりますので、ご確認ください。  |

### 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 施設所有管理者賠償責任保険のあらまし（インストラクター賠償責任保険およびショップ経営者賠償責任保険）

| 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いできない主な場合  |
|---|---|
| <p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎり、</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> | <p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎり、</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎり、</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（注「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者が所有する財物</li> <li>イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）</li> <li>ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物</li> </ul> <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など</p> |

| 保険金をお支払いする主な場合(つづき) | 保険金をお支払いできない主な場合(つづき)   |
|---------------------|---|
| (前ページと同じ)           | <p><b>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</b></p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</p> <p>③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは<u>沁らん</u>する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④屋根、<u>樋(とい)</u>、<u>扉</u>、<u>戸</u>、<u>窓</u>、<u>通風筒</u>等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <p>ア. 記名被保険者の役員または使用人<br/>イ. 記名被保険者の下請負人<br/>ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p> <p style="text-align: right;">など</p> |

### ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、預収金、請負金額、完成工事高等の、お客様の保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約       | ④保険金請求権等が担保として |
| ②営業または事業のためのご契約      | 第三者に譲渡されたご契約   |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 |                |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をおお客様の最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 生産物賠償責任保険のあらまし(ショパ経営者賠償責任保険)

| 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|--|--|
| <p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることが出来る場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p> | <p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p><b>【賠償責任保険自動車約款の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体的美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(主)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(主「管理財物」とし、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア、記名被保険者が所有する財物</li> <li>イ、記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)</li> <li>ウ、所有財物および受託財物以外の作業の対象物</li> </ul> <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)</p> <p>など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</b></p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいし、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいし、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p>など</p> |

## ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約       | ④保険金請求権等が担保として |
| ②営業または事業のためのご契約      | 第三者に譲渡されたご契約   |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 |                |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 受託者賠償責任保険のあらまし(ショップ経営者賠償責任保険)

| 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|--|--|
| <p>この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> | <p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <p>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任</p> <p>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】</b></p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任</p> <p>④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れいまたは溢るる液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧自動車(道路運送車両法(昭和28年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など</p> |

## ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ① 保険期間が1年以内のご契約       | ④ 保険金請求権等が担保として |
| ② 営業または事業のためのご契約      | 第三者に譲渡されたご契約    |
| ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約 |                 |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

**【共通】ご加入にあたってのご注意**

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者  
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●告知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要ご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づき追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

**【共通】万一事故にあわれたら**

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- <3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

|   | 必要となる書類                                     | 必要書類の例   |
|---|---|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類                    | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など   |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類                   | 事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など  |
| ③ | 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合<br>修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、<br>売上高等営業状況を示す帳簿(写) など<br>② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<br>診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、<br>源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類                          | 登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など   |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類                      | 同意書 など   |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類                  | 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など  |

## 万一事故にあわれたら (つづき)

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。  
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会  
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合  
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【電話番号】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## お申込み先

### 【STARS本部】

〒113-0031 東京都文京区根津 2-11-3 奥平ビル 1F

TEL 03(5832)1941

FAX 03(5832)1942

## お問合せ先

### 【取扱代理店】

NX商事株式会社 東京支店

〒105-8338 東京都港区海岸 1-14-22

TEL 03(6734)8844

受付時間: 平日の 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除きます。)

### 【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 物流開発部営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10

TEL 03(3231)3545

受付時間: 平日の 9:00~17:00 (土日、祝日、12/31~1/3 を除きます。)

### 【損保ジャパン事故サポートセンター】

無料通話番号 0120(727)110

受付時間: 平日/午後 5 時~翌日午前 9 時

土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24 時間

※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

この保険の保険証券および約款は、STARS本部にて保管しておりますので、必要があればお問い合わせください。なお、公的機関に提出するなどの証明書を必要とする場合には「付保証明書」を損保ジャパンより発行いたしますので、あわせてお問い合わせください。

STARS本部

〒113-0031 東京都文京区根津 2-11-3 奥平ビル 1F

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社